

公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

長崎県救急安心センター（#7119）運営業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和6年8月1日（木）から令和7年7月31日（木）まで

(4) 予算限度額

30,300,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和6年4月23日（火）	公募開始
令和6年5月14日（火）午後5時まで	参加表明書提出期限、質問受付期限
令和6年6月10日（月）午後5時まで	企画提案書提出期限
令和6年6月中旬～下旬頃	企画提案書審査、審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

(2) 提出部数

企画提案書9部を提出してください。

(3) 提出方法

持参または郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

(4) 提出期限

令和6年6月10日（月）午後5時（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
長崎県 危機管理部 消防保安室 消防班
担 当：野口 TEL：095-895-2146

(6) 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを、電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

ア 企画提案書は1者1提案までとします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません(長崎県が補正等を求める場合を除く)。

ウ その他

- ・応募書類(企画提案書9部)は、まとめてA4ファイルに綴じて提出してください。
- ・A4ファイルの表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案者の名称を記入してください。

<記入例> 長崎県救急安心センター(#7119) 運営業務
株式会社〇〇

5 質疑及び回答

(1) 提出方法

電子メールにて質問を提出してください。下記メールアドレスあて提出後、「9 問い合わせ先」記載の担当者あて質問を送信した旨、電話で連絡してください。また、メールのタイトルは「長崎県救急安心センター(#7119)運営業務質問書」としてください。

(メールアドレス) s19300@pref.nagasaki.lg.jp

(2) 質問受付期限

令和6年5月14日(火)午後5時まで(必着)

(3) 回答

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。
なお、説明会の開催は予定していません。

6 審査

(1) 審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、企画提案の配点の合計点について最高点となった者を見積業者として選定します。なお、検討の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。

イ 応募者が1者の場合でも審査は実施しますが、審査の結果において最低基準を満たさない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を検討するものとします。

ウ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者から提出された企画提案書でおこないます。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	主な審査内容	配点
ア. 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・本業務を行うために必要な資格・経験を有する人員を確保し、適切に配置できるか・本業務を適切に行うための相談システムが用意できるか・個人情報漏洩対策やセキュリティ対策は万全を期しているか・これまでの事業実績等から本業務を確実に実施することが期待できるか	30
イ. 業務の適切な実施	<ul style="list-style-type: none">・本業務を効果的かつ効率的に実施することができるか・クレームや重大インシデント等が発生した際に適切な対応ができるか	30

ウ. 品質向上のための取組	・救急相談業務の質を担保・向上する仕組みがあるか ・事後検証を行い、検証の結果を業務に反映する仕組みがあるか	30
エ. 業務に要する経費	・業務の内容に対して必要な経費が適切に見積もられているか	10
合 計		100

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に対して通知します。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

- (1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うこととなります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（長崎県及び審査委員会での使用に限る。）。
- (3) 契約者以外の企画提案の内容について提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問い合わせ先

長崎県 危機管理部 消防保安室 消防班
 担当：野口
 TEL：095-895-2146
 E-mail：s19300@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。
- (2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとします。